

〔古今要覽稿 器財〕あげはり帷 幕 帷

幕、古事記、日本紀、三代實錄、令義解、延喜式、江家次第、倭名類聚、鈔體源抄、周禮、幕は康熙字典引釋名絡也といひ、和訓栞、まくは纏の義ならんといへり、いづれにも、はりまはしたる義なるべし。莫府など、ある莫は、幕の字と通用にて、軍旅にては定りたるす、ま居なく、幕をはりて陣所となすを以て、幕府と云、故に策を帷幕の中に決すなどの語あり。

〔古事記 中應神〕爾大雀命聞其兄備兵、即遣使者令告宇遲能和紀郎子、故聞驚以兵伏河邊、亦其山之上張純垣立帷幕、詐以舍人爲王。

〔古事記傳 三十三〕帷幕は阿宜波理と訓べし。中略繼體卷に、帷幕をキヌマクと訓、和名抄にも、幕和名萬玖とあれども、此は字音とこそ聞ゆれ、又帷和名加太比良とあれど、此は帷と幕と二には非ず、二字を連ねて一物に訓べきなり、つゝきたる字なる故に、かくは書るのみなり、帷も字書に幕也と云注あり、又斗婆理とも訓べし。

〔日本書紀十七繼體〕九年四月、物部連於帶沙江停住六日、伴跋興師往伐、逼脫衣裳、劫掠所賣、盡燒帷幕。

〔古今要覽稿 器財〕あげはり帷 幕 帷

あげはりは、古事記に帷幕の字をあて、和名鈔に帷の字をあつ、帷は豎幅なるもの、幕は横幅なるものなり、されども古書に帷幕と連ね用ゆるは、ひとへにまくといふことにて、この差別はなきなり、帷はやねのごとくはり設けたるものにて、長七丈、廣二丈四尺延喜式などあれば、帷幕に比すれば甚大なるものなり。

〔日本書紀十七景行〕四年二月甲子、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國在桂人曰弟媛略、則請天皇曰、妾性不欲交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕之中、然意所不快、○下

〔釋日本紀十七秘訓〕帷幕之中、ウチニ一帷